

福祉



お年寄りの方へ

長寿祝品・米寿・白寿お祝い金

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

- 長寿祝品 100歳以上の方に対して敬老の意を表し、敬老の日にお祝品を贈呈します。
- 米寿・白寿お祝い金 米寿（88歳）・白寿（99歳）を迎える方に対して敬老の意を表し、敬老の日にお祝い金を支給します。

シルバーパス

◆村民課福祉係 TEL 2-3939 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

東京都に住所を有する70歳以上の方に、都バス・都電・都営地下鉄と民営バスを1年間（10月1日～翌年9月30日まで有効）無料で利用できるシルバーパスを交付します。

- 取得費用 本人住民税課税の場合 20,510円
本人住民税非課税の場合 1,000円

ゴールドパス

◆村民課住民係 TEL 2-3113 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

高齢者等に対し、伊豆諸島開発（株）の父島母島間航路「ははじま丸」の往復無料パス（ゴールドパス）を交付します。ゴールドパスには、「一般分」と「特別分」の2種類のパスがあります。

- 一般分パス
 - 交付対象者 小笠原村に住民登録または外国人登録している70歳以上の方
 - 有効期間 パスの発行日から発行日の属する年度の末日まで
 - 発行枚数 一人当たり 2枚/年
- 特別分パス
 - 交付対象者
 - ◎ 入院通院のための高齢者運賃割引の適用を受けて、小笠原海運(株)の運行する「おがさわら丸」を利用する場合
〈次の要件すべてを満たす方およびその介護者〉
 - ① 高齢者本人が母島に住民登録または外国人登録していること
 - ② 入院通院のための高齢者運賃割引による運賃割引証明書の交付を受けている方

◎ 父島における介護サービスを利用する場合

〈次の要件すべてを満たす方およびその介護者〉

① 高齢者本人が母島に住民登録または外国人登録していること

② 65歳以上の方

③ 小笠原村高齢者在宅サービスセンターにおいて、通所または短期入所生活保護を受ける方上

記の方が介護を必要とする場合に同行する介護者1名

- 有効期間 パス発行日から1か月間
- 発行枚数 枚数制限なし

● 乗船券の引き換え

パスの交付を受けた方は、伊豆諸島開発㈱の窓口パスを提出して乗船券と引き換えてください。

高齢者運賃割引

◆村民課住民係 TEL 2-3113 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

小笠原海運(株)では、高齢者の方が内地の医療機関に入院あるいは通院される場合に、定期船「おがさわら丸」の運賃割引制度を実施しています。

● 割引制度の名称 「入院、通院のための高齢者運賃割引」 ●

割引の対象者

〈次の要件すべてを満たす方およびその介護者〉

① 小笠原村に住民登録または外国人登録している方

② 乗船予定日に満70歳に到達している方

③ 日常生活に大きな支障をきたす疾患の治療を目的として、同行される方

(一般的な健康診断や歯科治療は対象になりません。)

上記の方が介護を必要とする場合に同行する介護者1名(介護能力のある方に限る。)

● 割引内容

○ 割引対象等級

1等、特2等および2等船室

※ただし、介護者同行の場合、特等、特1等船室の利用も対象とします。)

○ 割引率

通常運賃の50%

※夏季運賃の適用はしません。また、従来の村民割引との併用はできません。

○ 介護者

介護者1名に限り、対象者と同様の割引

※対象者の内地滞在が入院等により長期にわたる場合、介護者が一旦帰島し再度迎えに行く場合に限り、介護者は対象者の上京時と帰島時の2回、この割引制度を利用できます。なお、この場合介護者が別の方になっても構いません。

○ 割引は、往復での利用の場合に限ります。

● 申請手続き

○ 運賃割引を希望される方は、村民課住民係または母島支所庶務係にて申請してください。条件を満たしている方に、「入院、通院のための高齢者運賃割引証明書」を交付します。

○ 対象者は、この証明書を小笠原海運(株)父島営業所に提出して、割引乗船券を購入してください。

○ 割引乗船券は、母島代理店では取り扱いませんので、母島在住の方は乗り継ぎの際に父島営業所で割引乗船券を購入してください。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送れるように設置された集合住宅です。
 この住宅には、手すりや緊急通報システム装置などの高齢者に配慮した設備を設けるとともに、団らん室など入居者の利便施設も併設されています。
 また、入居者の安否の確認や緊急時の対応、関係機関への連絡、情報提供のために「生活協力員」が同棟内に居住しています。

● 住宅の種類および戸数

名 称	戸 数		構 造
小笠原二見台アパート3号棟 1階部分（シルバーピア）	単 身 者	4戸	中層耐火造（3階建のうち1階部分）1 DK（36㎡） 和室6畳、台所兼食堂、浴室、便所
	世 帯 用	2戸	中層耐火造（3階建のうち1階部分）1 DK（36㎡） 和室6畳、台所兼食堂、浴室、便所

● 申込資格

<単身者用・世帯用それぞれの要件すべてに該当する方>

◎ 単身者用住戸

- ① おおむね65歳以上の単身者であること
- ② 小笠原村に引き続き3年以上住民登録または外国人登録していること
- ③ 自炊が可能な程度に自立して日常生活が営めること
- ④ 住宅に困ることが明らかなこと、または現に住宅に困っていること
- ⑤ 現在居住している住宅では日常生活に支障があること

◎ 世帯用住戸

- ① 申込者本人が、おおむね65歳以上であること
- ② 小笠原村に引き続き3年以上住民登録または外国人登録していること
- ③ 現在同居しているか、または同居しようとする方（おおむね60歳以上）がいて、次のア、イのいずれかに該当すること
 - ア 親族（内縁関係、養親子関係、婚約者を含む）イ
税法上の扶養関係にあること
- ④ 自炊が可能な程度に自立して日常生活が営めること
（介助が必要な方がいる場合、他方が介助でき世帯として自立していること）
- ⑤ 住宅に困ることが明らかなこと、または現に住宅に困っていること
- ⑥ 現在居住している住宅では日常生活に支障があること

緊急時にボタンを押すだけで通報される緊急電話を貸し出します。●

対象となる方

- 65歳以上で1人暮らしの方
- 村内に親族が居住していない方

75歳以上の方などの健康保険

長寿（後期高齢者）医療制度

◆東京都後期高齢者医療広域連合 TEL 03-3222-4499

◆村民課住民係 TEL 2-3113 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

今までの老人保健制度は国の法定受託事務として区市町村ごとに実施され、75歳以上の高齢者は、国民健康保険や被用者保険に加入したうえで老人保健法に基づく医療給付を受けていました。

老人医療費の財源は、公費負担を除く部分については、拠出金というかたちで高齢者および若年者の保険料が充てられるため、高齢者が医療費をどの程度負担しているのか不鮮明となっていました。また、医療の給付主体は区市町村であるのに対し、実際の費用負担を行うのは保険者と分かれているため、財政運営の責任が不明確との問題が指摘されていました。

そこで、平成20年度に75歳以上の後期高齢者を対象として独立した医療制度を創設されました。都道府県単位の広域連合が運営を行い、保険料徴収や窓口業務を区市町村で行います。

● 対象となる方（被保険者）

東京都にお住まいの

- ① 75歳以上の方
- ② 65歳以上75歳未満で一定の障害がある方（本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方）

● 資格の取得

- ① 75歳になったとき（75歳の誕生日当日から）
- ② 75歳以上の方が、東京都外から転入してきたとき
- ③ 65歳以上の方が、広域連合により認定されたとき
- ④ 適用除外要件に該当しなくなったとき（生活保護の廃止など）

● 資格の喪失

- ① 東京都外へ転出するとき
- ② 死亡したとき
- ③ 65歳以上の方が、一定の障害の状態に該当しなくなったとき、または本人から障害の認定に係る申請を取り下げる旨の申し出があったとき
- ④ 適用除外要件に該当したとき（生活保護の開始など）

長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者証

被保険者となる方には、東京都後期高齢者医療広域連合から、新しい被保険者証が1人に1枚交付されます。

● 被保険者証の交付

被保険者には、1人に1枚「被保険者証」を交付します。有効期限は、制度施行当初は平成22年7月31日までとなり、その後は2年おきに更新します。

● 被保険者証の変更

被保険者証の記載されている内容に変更が生じた場合は、新しい被保険者証を交付しますので、お住まいの区市町村（転出により変更となる場合は転入先の区市町村）の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）担当までお届けください。

● 被保険者証の再交付

すでに交付を受けている被保険者証をなくしたり、破れてしまったときには再交付します。

お住まいの区市町村の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）担当窓口へ印鑑を持参のうえ、再交付の申請をしてください。

● 被保険者証の返還

被保険者証の記載事項に変更が生じたときや被保険者の資格を喪失したとき、被保険者証の有効期限が切れたときは、被保険者証を区市町村の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）担当窓口へお返しください。

医療費の自己負担割合（患者負担）

医療機関等にかかるときは、東京都後期高齢者医療広域連合が交付した被保険者証を提示し、かかった医療費の一部を窓口で患者本人が支払います。

原則1割負担ですが、現役並み所得者（住民税の課税所得が145万円以上で収入額が一定以上の方）は3割負担となります。

療養費の給付

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、現行の保険制度や老人保健制度と同様、現物給付（医療サービスの提供）と現金給付（療養費の支給）を行います。これに伴い、後期高齢者の心身の特性にふさわしい新たな診療報酬体系に基づき、医療の提供を受けます。

長寿（後期高齢者）医療保険料の納付

皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費総額の一定割合を保険料として納めていただきます。

保険料は、国や都、区市町村からの負担金や補助金および他の医療保険制度からの支援金などと合わせ、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の運営のために貴重な財源となります。

● 保険料の納付方法

お住まいの区市町村で納めていただくことになります。

○ 特別徴収と普通徴収

保険料の納め方は、年金の受給額などによって、年金からの天引き（特別徴収）と自ら納付書などによる納付（普通徴収）の2通りに分かれます。

〈公的年金からの天引き（特別徴収）〉

原則として、公的年金などの支給額が年額18万円以上などの方は、2か月ごとに支払われる年金から2か月分の保険料が天引きされます。（年度途中で転入または75歳になった方などは、一定期間特別徴収となりません。）また、本人の申し出により年金からの天引きを止め、口座振替により納める普通徴収を選択することもできます。

保 健 事 業

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、高齢者に対する健康診査等の保健事業は広域連合の努力義務となりました。

東京都の広域連合では、高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見、介護予防のための健康診査は重要と考え、同時に医療費の適正化につなげるため、健康診査を区市町村に委託して実施しています。

東京都後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の概要から最新の情報など、ホームページ「東京いきいきネット」で情報提供を行っています。ご利用ください。

広域連合お問合せセンター

東京都後期高齢者医療広域連合では、制度についてのお問合せにお答えするため、「広域連合お問合せセンター」を開設しています。なお、電話の場合、多数の問合せが寄せられ、一時的にかかりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

- 開設時間 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）
- 電話番号 0570-086-519（ハローコウイキ）
- ファックス 0570-086-057（ハロー75）
- メールアドレス call@tokyo-kouikicenter.jp

※ 個人情報や政策判断を伴う内容等にはお答えできません。

※ 個別の保険料額や徴収などについての相談などは、区市町村の担当窓口へお問い合わせください。

介護保険

◆村民課住民係 TEL 2-3113

介護保険

介護保険は、介護が必要になるということを誰にでも起こりうるものと捉え、自己責任と助け合いの考えから、40歳以上の方が全員で保険料を負担し、介護を必要とする方とその家族を支えていく制度です。

小笠原村では、高齢者が健康で自立した生活を維持することができる環境づくりを進めるとともに、介護が必要な状況になっても、住み慣れた島で、尊厳を持って暮らせるよう、思いやりと支え合いのある仕組みづくりを進めています。

● 対象となる方

- 第1号被保険者 65歳以上の方
- 第2号被保険者 40～64歳の方

介護保険料の納付（第1号被保険者）

● 特別徴収

年6回の年金の定期支払の際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。※老齢福祉年金、寡婦年金、恩給などについては、年金からの差し引きの対象となりません。

- 対象者 年金の年額が18万円（月額1万5000円）以上の方

対象年金 老齢・退職年金、遺族年金、障害年金

- 徴収期

仮徴収	4月（1期）	前年の所得が確定していないため、4、6、8月は前年度2月の保険料と同額を納めます。
	6月（2期）	
	8月（3期）	
本徴収	10月（4期）	確定した年金保険料額から仮徴収（4、6、8月）分を差し引いた額を3回（10、12、2月）に分けて納めます。
	12月（5期）	
	2月（6期）	

※ただし、次の事項のいずれかに該当する場合は、一時的に納付書での納付（普通徴収）となります。

- ① 年度途中で65歳（第1号被保険者）になったとき
- ② 他の市区町村から転入したとき
- ③ 収入申告のやり直しなどにより、所得変更が変更になったとき

● 普通徴収

期日までに村役場から送付された納付書で、納付してください。便利で安心な口座振替もできます。

- 対象者 年金の年額が18万円（月額1万5000円）未満の方
- 納付窓口 村役場、母島支所、みずほ銀行、七島信用組合
- 口座振替 東京島しょ農協、七島信用組合、郵便局でお申し込みください。
- 納期

第1期	6月1日～30日
第2期	8月1日～31日
第3期	10月1日～31日
第4期	1月1日～31日

● 保険料額

介護保険は3年ごとに、どれくらいの介護サービスが必要か、そのためにはどれだけの保険料が必要かを見直し、その期間の基準額の設定をしています。

段 階	対 象 者	保 険 料
第1段階	生活保護を受けている方、もしくは世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	
特例第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.63
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.75
特例第4段階	同じ世帯に住民税課税者があり、本人は住民税非課税かつ前年の合計所得+課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額×0.83
第4段階	同じ世帯に住民税課税者があり、本人は住民税非課税かつ前年の合計所得+課税年金収入の合計額が80万円を超える方	基準額×1.0
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	基準額×1.5

介護保険料の納付（第2号被保険者）

加入している医療保険の保険料に上乘せされます。

● 国民健康保険に加入している方

小笠原村の国民健康保険税の算定方法と同様に所得や資産などに応じて世帯ごとに決まり、医療分と介護分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

● 職場の医療保険などに加入している方

加入している医療保険ごとに設定される介護保険料率と給料（標準報酬月額）および賞与に応じて決まり、医療保険の保険料と介護保険料を合わせて、給料および賞与から差し引かれます。

保険料を納めずにいると

災害などの特別な事情がないにもかかわらず、保険料を滞納していると、滞納の期間に応じて保険給付が一時的に差し止められたり、利用者負担が1割から3割に引き上げられるなどの措置がとられます。

介護サービスの内容（介護保険制度上の保険給付）

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

区 分	対 象 者	内 容	利 用 者 負 担
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	要支援・要介護の 認定を受けた方	家事援助中心、身体介護中心、併用型	介護報酬の10%
通所サービス (デイサービス)		在宅サービスセンターでの趣味・生きがい活動、食事・入浴の介護等	
短期入所生活介護 (ショートステイ)		在宅サービスセンターでの短期入所生活介護・機能訓練等	
福祉用具貸与		車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、手すり、歩行補助杖	
福祉用具購入費支給	(自立を受けるために必要と認められる場合)	腰掛け便座、特殊尿器、入浴補助具、簡易浴槽、移動用リフトの釣具の部分	1年間につき 支給限度額 100,000円
住宅改修費支給		①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③滑りの防止等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取り換え ⑤洋式便所等への便座の取り換え ⑥上記の改修に付帯して必要となる住宅改修	1住宅につき 支給限度額 200,000円 住宅改修を行う前に 事前申請が必要です。
居宅介護支援事業		利用するサービスの種類・内容等の計画(ケアプラン)作成費の支給	なし(全額保険給付)

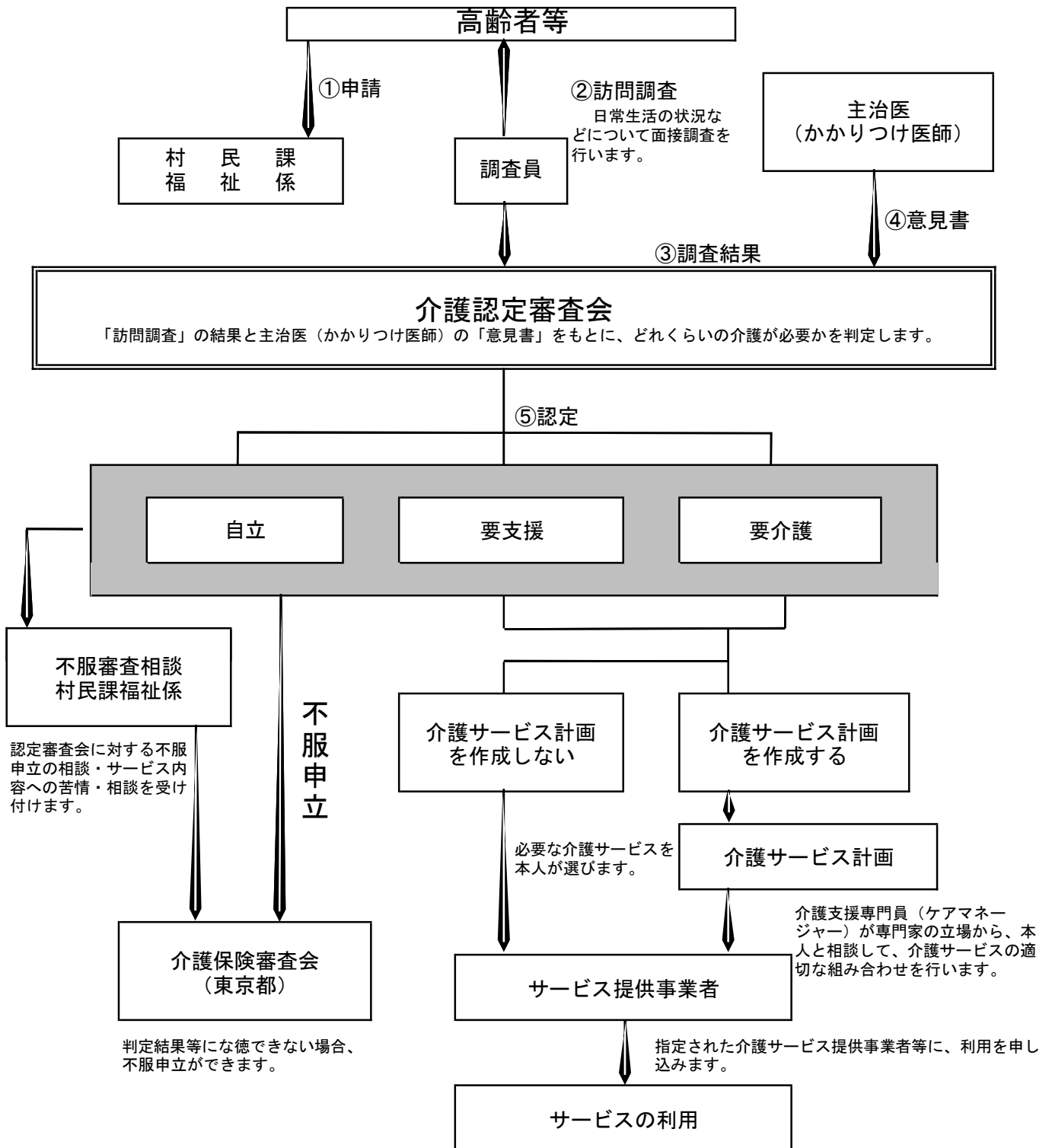
補完サービスの内容

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

区分	対象者	内容	利用者負担
ほがらかサービス	65歳以上の1人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、生活上軽度な補助が必要な方	草むしり、大掃除、台風養生等	400円/30分
いきがいデイサービス	65歳以上で、要支援・要介護以外で利用が適当であると認められる方	在宅サービスセンターでの趣味・生きがい活動、食事、入浴の介護等	①基本利用料 650円/回 ②入浴加算 50円/回
補完ショートステイ	介護保険上の支給限度額を超えて短期入所生活介護を利用せざるを得ない方	在宅サービスセンターでの短期入所生活介護および機能訓練等	4,000円/泊
ミニデイサービス(母島)	おおむね65歳以上で次に該当する方 ①家庭で介護を受けている方 ②障害があり1人で外出が困難な方 ③その他、外出が困難な方	毎週水曜日 午後2時～4時 体操、趣味生きがい活動、お茶等	無料
食事サービス	①65歳以上のひとり暮らしの方で自炊している方 ②2人暮らしの高齢者世帯	週1回食事を提供 (土曜日夕食)	400円/食
診療所送迎	65歳以上で要支援・要介護認定を受けたもので、かつ歩行または移動することが困難と認める方	父島 隔週 母島 隔週	100円/月
紙オムツ等の支給	65歳以上で要介護度4または要介護度5と認定された方(所得制限有)	紙オムツ等の支給	限度内無料 (限度超過は実費)
理髪サービス		年度毎に無料理髪サービス券(6枚/年)を発行	無料
通所入浴サービス(母島)	要介護度3以上の方で、自宅における入浴が困難な母島在宅高齢者	母島診療所での入浴	450円/30分
福祉用具購入費助成	65歳以上の寝たきり高齢者等で用具等の購入が必要と認められ、かつその購入費に対する助成が必要と認められる方	用具等の購入費の一部を助成	20,000円/年 を限度とする
高齢者生活支援サービス	①65歳以上の方 ②要支援・要介護認定を受けた方	①補完ホームヘルプサービス ②いきがいヘルプサービス	200円/30分 <早朝および夜間> 250円/30分

(平成20年4月1日現在)

介護保険が必要となったら



要介護認定には有効期間が設けられます。
(原則6か月) サービス利用を継続したいときは、期間満了前に更新申請が必要です。

障害のある方へ

身体障害者手帳

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

手・足・目・耳・言語・心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱等に障害のある方が、様々な援護や制度上の便宜を受ける場合に役立つ手帳です。

愛の手帳

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

知的障害の方が、様々な援護を受けるために必要な手帳として東京都が交付しています。

精神障害者保健福祉手帳

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

精神障害を持つ方が一定の障害があることを証明するものです。この手帳を持つことで様々な支援が受けられます。障害の等級は1級～3級まであります。

申請に必要な書類は所定の申請書、診断書、または（精神障害を支給事由とする）障害年金の年金証書の写し等です。手帳の有効期間は2年間で、有効期間の3か月前から更新手続きが出来ます。

身体障害者巡回相談

◆東京都心身障害者福祉センター TEL 03-3203-6141

東京都心身障害者福祉センターでは、障害を持つ方の様々な問題について総合的に相談に当たり必要な援護を行うための巡回相談を2年に1回行っています。

相談内容は次のとおりです。

①障害の認定 ②補装具の修理、交付、相談 ③更生医療の相談 ④日常生活上の相談など
巡回相談は2年に1回ですが、東京都心身障害者福祉センターでは随時受け付けていますので、連絡のうえご相談ください。

障害のある方の手当・助成・相談

心身障害者の手帳

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

種類	支給月額	対象	問合せ先
心身障害者福祉手当	15,500円	20歳以上の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症、戦病者手帳特別・第1～3項症およびスモンその他特殊疾病を有する方 ※老人福祉手当、児童育成手当（障害手当）受給者および施設入所者を除きます。（所得制限有り）	村民課福祉係 TEL 2-3939
重度心身障害者手当	60,000円	重度の心身障害者で常に複雑な介護を必要とする方（所得制限有り）	
特別障害手当	26,860円	在宅で重度の心身障害者で、常に特別の介護を必要とする20歳以上の方（所得制限有り）	小笠原支庁 総務課行政係 TEL 2-2121
障害児福祉手当	14,610円	重度の心身障害児で、常に介護を必要とする20歳未満の方（所得制限有り）	

（平成20年4月1日現在）

※ 特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童育成手当は、『こども』の“子どもの手当・助成・相談”ページをご覧ください。

障 心身障害者医療費の助成

◆村民課住民係 TEL 2-3113

健康保険の加入者で、次のいずれかに該当する方を対象とした東京都の医療費助成制度です。

- ① 身体障害者手帳 1, 2級（内部障害は3級まで）
- ② 愛の手帳 1, 2度

精神障害者（児）医療費の助成

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

精神疾患で通院治療を受けている方は、医療費の助成が受けられます。また、18歳未満の方が精神病院に入院して、国民健康保険やその他の保険で治療を受けたときには、医療費を助成します。

育 成 医 療

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

18歳未満の方で、体・目・耳・口・心臓・腎臓その他の内臓に障害があり、手術等により機能回復が見込まれる方に必要な医療の給付を行います。世帯の収入状況により費用の一部負担があります。

更 生 医 療

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方を対象として、障害の程度を軽減または除去するために医療が必要な場合、その医療費を給付します。（所得に応じて自己負担があります。）

障害者日常生活用具給付事業

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

在宅で重度の身体障害者（児）に、日常生活の利便を図るため、特殊寝台、手すり、シャワーチェア、拡大読書器、ファックス等の52品目の用具を、障害に応じて給付または貸与します。（世帯の所得に応じた自己負担があります。）

補 装 具

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

職業その他日常生活を容易にするため、義眼・補聴器・義肢・車椅子等、障害状況に適した補装具を、東京都心身障害者福祉センターの判定に基づいて、交付修理します。（世帯の所得に応じた自己負担があります。）

身体障害者相談員

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

身体に障害をお持ちの方の福祉増進に、理解と関心を持った民間の奉仕者です。身体障害者相談員は、障害をお持ちの方に関する様々な問題に対して、相談に応じ必要な指導を行います。お気軽にご相談ください。

生活に困ったとき

生活保護

◆東京都小笠原支庁総務課行政係 TEL 2-2121

病気や失業等で生活や医療費等に困り、いろいろ努力してもほかに方法がないときは、「生活保護法」による保護が受けられます。生活保護には、生活、住宅、教育、医療、出産、介護、生業、葬祭の8種類の扶助があります。

民生委員・児童委員

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

社会福祉に対する理解と関心を持った民間の奉仕者です。民生委員・児童委員は、担当区域内で生活に困っている方や身体の不自由な方、お年寄りや子ども等に関する様々な問題に対して、必要な援助や相談・指導等を行っています。お気軽にご相談ください。

ひとり親のために

ひとり親家庭の手当

◆村民課福祉係 TEL 2-3939

『こども』の“子どもの手当”ページをご覧ください。

ひとり親家庭の助成

◆村民課住民係 TEL 2-3113

『こども』の“ひとり親家庭医療費の助成”ページをご覧ください。

ひとり親家庭休養ホーム事業

◆（財）東京都母子寡婦福祉協議会 TEL 03-5261-1278

ひとり親家庭の皆さんが、親子で休養のため気軽に宿泊施設や遊園地等を利用できるよう、利用料の一部を助成しています。

母子福祉資金

◆東京都小笠原支庁総務課行政係 TEL 2-2121

- 対象 都内に6か月以上住んでいて、20歳未満の子どもを扶養している配偶者のいない女性
- 種類 事業開始、事業継続、就職支度、技能習得、療養、結婚、生活、転宅、修学、修業、就学支度、住宅、児童扶養
- 利子 種類によって無利子、または年利率3%
※ 帯保証人1名が必要です。貸付額等、詳しくはお問い合わせください。

女性福祉資金

◆東京都小笠原支庁総務課行政係 TEL 2-2121

- 対象 都内に6か月以上住んでいて配偶者のいない女性で親族を扶養している方、または25歳以上の単身者で前年の所得が一定基準以下の方
- 種類 事業開始、事業継続、就職支度、技能習得、療養、結婚、生活、転宅、修学、就学支度、住宅
- 利子 種類によって無利子、または年利率3%
※ 帯保証人1名が必要です。貸付額等、詳しくはお問い合わせください。

無料助成券

◆村民課福祉係 TEL 2-3939 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

心身障害者、ひとり親（母子）世帯、生活保護世帯等の方で都内に居住している方（シルバーパス所持者は除く）には、都営交通（都バス・都電・都営地下鉄）の全区間の無料パスが発行されます。

対 象 者		交 付 時 に 提 出 す る も の	
身体障害者（身体障害者手帳所持者）		身体障害者手帳	写真 （縦4 cm× 横3 cm）
知的障害者（愛の手帳所持者）		愛の手帳	
戦傷病者（特別項症～第6項症、第1款症～第5款症）		戦傷病者手帳	
原爆被爆者（厚生労働大臣の認定患者および健康管理手当受給者）		被爆者健康手帳と認定書または健康管理手当認定書	
生活保護世帯 児童扶養手当受給世帯	世帯員のうち1人（両方の福祉制度の適用を受けている場合は、生活保護世帯として発行します。）	保護開始決定通知	
		児童扶養手当証書	
被救護者（児童養護施設・児童自立支援施設の入所者）		被救護者証明書	

社会福祉協議会

◆小笠原村社会福祉協議会 TEL 2-2486
◆小笠原村社会福祉協議会母島事務局 TEL 3-2188

小笠原村社会福祉協議会では次のような相談を受け付けています。

- ① 在宅福祉・相談
- ② 福祉器具等の相談
- ③ ほがらかサービス（介護保険にて自立と判定された方等）の相談
- ④ 福祉に関する相談
- ⑤ ボランティアに関する相談
- ⑥ 生活福祉資金（金融機関や公的貸付制度等、他からは借入が困難な所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯にお貸しする資金です。）
- ⑦ 権利擁護相談

上記のほか、次のような事業も行っています。

- ① 児童保育ちびっこクラブ
（3，4歳児のお子さんを地域福祉センターにて、午前中2時間お預かりする保育事業）
- ② 歳末御見舞金制度（村内に居住する福祉対象者に対して、歳末に支給するお見舞金）③
『生活・環境』の“葬祭”ページをご覧ください。）